

議案第45号

**青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和7年12月4日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

診療体制の充実を図るため、診療科目を新設したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

青梅市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第49号）の一部を次のように改正する。

「脳神経内科」 「脳神経内科  
第3条第2項中 「リウマチ科」 を 「感染症内科」 に改める。  
リウマチ科」

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。